

【令和2年3月25日改定】
【令和2年4月8日改定】
【令和2年4月17日改定】
【令和2年5月7日改定】
【令和2年6月2日改定】
【令和2年7月20日改定】
【令和2年12月9日改定】
【令和3年1月14日改定】
【令和3年3月19日改定】
【令和3年8月2日改定】
【令和3年9月30日改定】
【令和3年11月30日改定】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 開成町の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、令和2年2月25日付けで国の基本方針が、2月26日付けで県の基本方針が示され、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには徹底した対策を講じる必要があり、町としても、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響が最小となるようこれらの方針に沿って基本方針を定め対策を講じてきた。

令和3年9月30日をもって緊急事態宣言が解除されて以降、感染状況は落ち着いた状況が続いており、県も基本方針及び対処方針を改定した。

町でもこれを踏まえて「開成町の基本方針」の改定を行う。

1 町民が参加するイベント

町が主催するイベントは、「緊急事態措置」または「まん延防止等重点措置」期間中を除き、感染防止対策を講じることを前提に開催することができる。ただし、感染リスクへの対応が整わないと判断される場合や開催判断時から開催前日までに緊急事態宣言等が発出された場合は、開催の中止・縮小または延期など慎重な対応を行うものとする。

2 町公共施設の対応

個々の施設の実情に応じて、引き続き基本的な感染防止対策の徹底を図りながら運営を継続する。

なお、各施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

3 町立学校等の対応

町立学校（開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校）については、引き続き基本的な感染防止策の徹底を図りながら教育活動を行うこととする。

4 会議・研修等

不要不急の会議、研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議、研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催

を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染防止対策を施したうえで開催することができる。

5 特記事項

上記以外の事項については、県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針（令和3年10月20日改定）を踏まえて対応することとする。

令和3年11月30日

開成町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 開成町長 府川 裕一